

まちづくりセンターの評価・検証に伴う見直しの実施について

1 これまでの経緯

令和 3 年 4 月に「浜田市協働のまちづくり推進条例」の施行にともない、市内 35 館（うち分館 9 館）の公民館をまちづくりセンター（以下、「センター」という。）に移行しました。

移行にあたっては、「浜田市立公民館のコミュニティセンター化に関する検討結果報告書」を基に、浜田市まちづくりセンターの制度を構築しました。

移行して約 3 年が経過し、「浜田市協働のまちづくり検討部会」（以下、「検討部会」という。）において、センターが設置目的等に沿って適正に運営できているか評価検証等を行うとともに、今後のセンターの運営方式について等の検討等を行い、「浜田市まちづくりセンターの評価・検証結果報告書」（以下、「報告書」という。）が提出されました。

この検討部会からの報告書のほか、「浜田市議会 協働のまちづくり推進特別委員会」や「浜田市社会教育委員の会」からの提言書等を元に、令和 7 年度以降のセンターの体制等についての市の方針を策定しました。

2 見直しのポイント

見直しに当たっては、「報告書」において検討された 15 の項目を基本としています。

センター移行後の期間が 3 年と短いため、概ね現状維持の方針としておりますが、一部の項目において見直しを行なっております。

【項目】

- | | | | | | |
|------------|--------------|------------|---------|-----|-----|
| ①設置の目的 | ②名称等 | ③所管 | ④業務(事業) | ⑤職員 | ⑥職務 |
| ⑦開館時間及び休館日 | ⑧使用料及び使用料の減免 | ⑨使用許可 | | | |
| ⑩運営推進委員 | ⑪運営方式 | ⑫社会教育の推進体制 | ⑬連絡調整体制 | | |
| ⑭職員の育成 | ⑮保険 | | | | |

各項目の詳細については、別紙「まちづくりセンターの評価・検証に伴う市の方針について」のとおりです。

各項目のうち、主な見直しのポイントについては裏面のとおりです。

3 見直し後の評価・検証について

令和 7 年度の見直し後も、協働のまちづくりをより一層推進するため、随時、見直ししながら、引き続き 5 年程度の期間を目安に、まちづくりセンターの評価検証と見直しを継続して実施します。

なお、まちづくりセンターや地域の状況等を考慮し、より実態に即した検証が行えるよう、その都度、評価検証項目を設定し実施してまいります。

【令和 7 年度以降の評価検証スケジュール】

- | | |
|----------|------------|
| ・評価検証の期間 | 令和 7～11 年度 |
| ・中間報告 | 令和 9 年度 |
| ・評価検証 | 令和 11 年度 |
| ・見直しの実施 | 令和 12 年度 |

○主な見直しのポイント

項目	各報告書等からの意見	市の方針
①設置の目的	●引き続き協働のまちづくりの拠点とするとともにセンターにおける情報発信を強化すること	◆引き続き協働のまちづくり及び社会教育推進の拠点とする。その設置目的のより一層の達成のため、令和5年度からはインスタグラム等の運用を開始し、情報発信の強化を図っている。
④業務(事業)	●現状の業務(事業)を基本としながらも、業務量が多いセンター(特に地区内に学校数が多いセンターや、地区まちづくり推進委員会の事務局業務量が多いセンター)については、業務内容を把握・整理し、必要に応じて体制等を充実すること	◆現状の業務(事業)は継続して行う。 ◆センター事業の実施に必要な予算(センター活動費)については、次のとおりとする。 ・基本額 500,000 円 なお、規模の大きい学校や複数の学校を抱えるセンターは学校支援に係る必要経費などが多く、令和7年度からは各小中学校のコミュニティ・スクールに係る業務も行なう。 また、人口が多いセンターは事業にかかる必要経費が多くかかるため、人口が4,000人を超えるセンターには加算額を上乗せする。 ・加算額 100,000 円
⑤職員	●現状の職員数は維持しつつ、業務量が多いセンターについて、職員体制を充実すること	◆職員配置の基準(センター長1名、主事2名)は維持する。 なお、規模の大きい学校や複数の学校を抱えるセンターは、学校支援に係る学校との連絡調整やボランティア確保等、職員の負担が大きく、令和7年度からは各小中学校のコミュニティ・スクールに係る業務も行なう。 また、人口が多いセンターは行政窓口の件数が多く、対応する職員の負担が増えているため、人口が4,000人を超えるセンターについては主事を3名とする。 ・(仮称)長沢サブセンター新築に伴い、石見まちづくりセンターに主事を新たに2名配置する。 ◆協働のまちづくり並びに社会教育の推進のため、職員研修の一環として、センター職員の配置転換の実施について検討する。 また、職員体制については、今後も必要に応じて検討する。
⑥職務	●現状の職務を継続しつつ、地区単位での支援の仕組み等新たな体制について検討すること	◆現状の職務は継続するとともに、令和6年度から事務支援を希望する地区まちづくり推進委員会に対して、試行的に地区サポーターを配置し、センター職員の負担を軽減している。
⑩運営推進委員	●運営推進委員の定員については現状を維持しつつ、選任基準については見直しを図ること	◆運営推進委員については、定員を維持するとともに、令和7年度から以下の団体等からの委員を選任する。 ・地区まちづくり推進委員会や町内会等の代表者または役員 ・社会教育関係団体(文化振興団体、スポーツ振興団体等)の代表者または役員 ・その他、センター長が認める者